

令和5年2月28日改正

令和8年2月25日改正

国立研究開発法人科学技術振興機構が  
達成すべき業務運営に関する目標  
(中長期目標)

令和4年2月28日

文部科学省

## 目 次

(序文)	4
I. 政策体系における法人の位置づけ及び役割	4
II. 中長期目標の期間	2
III. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項	2
1. 社会変革に資する研究開発戦略の立案と社会との共創	2
1. 1. 研究開発戦略の立案・提言	2
1. 2. 社会シナリオの提案・科学技術協力基盤の構築に向けた調査・分析	3
1. 3. 社会との対話・協働の深化	3
2. 社会変革に資する研究開発による新たな価値創造の推進	3
2. 1. 新たな価値の共創に向けた産学官連携・スタートアップ創出の推進	3
2. 2. ムーンショット型研究開発の推進	4
2. 3. 経済安全保障の観点からの先端的な重要技術に係る研究開発の推進	4
2. 4. 革新的 GX 技術創出に向けた研究開発の推進	4
2. 5. AI 駆動型研究の高度化に向けた研究開発の推進	5
3. 新たな価値創造の源泉となる研究開発の推進	5
4. 多様な人材の支援・育成	5
4. 1. 創発的研究の支援	6
4. 2. 多様な人材の育成	6
4. 3. 先端技術分野における研究開発・人材育成の推進	6
4. 4. 先端研究設備・機器の整備・共用・高度化を通じた研究開発の推進	7
5. 科学技術・イノベーション基盤の強化	7
5. 1. 情報基盤の強化	7
5. 2. 国際戦略基盤の強化	7
5. 3. 先端国際共同研究基盤の強化	8
6. 大学ファンドによる世界レベルの研究基盤の構築	8
IV. 業務運営の改善及び効率化に関する事項	9
1. 組織体制及び事業の見直し	9
2. 経費等の合理化・効率化	9
3. ICT 活用の推進	9
V. 財務内容の改善に関する事項	9
VI. その他業務運営に関する重要事項	10

1. 法人の長によるマネジメント強化 .....	10
2. 内部統制の充実・強化 .....	10
3. その他行政等のために必要な事項 .....	11
4. 施設及び設備に関する事項 .....	11
5. 人材活用に関する事項 .....	11

※括弧毎の事業が一定の事業等のまとめ。

## (序文)

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 4 第 1 項の規定により、国立研究開発法人科学技術振興機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を定める。

## I. 政策体系における法人の位置づけ及び役割

我が国の科学技術・イノベーション政策の推進に当たっては、科学技術・イノベーション基本法に基づき、第 6 期科学技術・イノベーション基本計画（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）が策定されており、当該計画において我が国が目指す社会（Society5.0）として「持続可能性と強靭性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ（well-being）を実現できる社会」が示され、その実現に向けた「総合知」の活用が求められている。

国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）は、科学技術の振興を図ることを目的とする国立研究開発法人であり、これまで各期の科学技術基本計画や第 6 期科学技術・イノベーション基本計画の下、当該計画の中核的な役割を担う機関として、自らの研究開発戦略立案機能を活用しつつ、ファンディングエージェンシー機能を発揮することにより、国立研究開発法人や大学、企業等と協働した研究開発推進体制を構築するネットワーク型研究所として、我が国の研究開発成果の最大化に貢献してきた。

このような役割自体は今後も変わるところはなく、昨今の国内外における情勢変化や新型コロナウイルス感染症の拡大等を踏まえつつ、当該計画に示された「国民の安全と安心を確保する持続可能で強靭な社会への変革」、「知のフロンティアを開拓し価値創造の源泉となる研究力の強化」、「一人ひとりの多様な幸せ（well-being）と課題への挑戦を実現する教育・人材育成」に沿った取組が求められる。

これに応えるため、機構においては「新たな価値創造の源泉となる研究開発の推進」として、イノベーションの源泉となる基礎研究を戦略的に進め、実用化が可能かどうか見極められる段階までの研究開発を進めるとともに、さらに「社会変革に資する研究開発による新たな価値創造の推進」として、産業構造と社会の変革を加速させ、成果の社会実装と普及を目指した挑戦的な研究開発に一層取り組む必要がある。

また、これらにまたがる横断的取組として「社会変革に資する研究開発戦略の立案と社会との共創」に取り組むとともに、これらを支える基盤的取組として情報基盤や国際戦略基盤をはじめとする「科学技術・イノベーション基盤の強化」や我が国の科学技術・イノベーション創出を担う「多様な人材の支援・育成」に取り組むことにより、機構の多様性・総合力を発揮して事業間のシナジーを高めることが求められる。加えて、大学ファンド創設に伴い、その運用と運用益による大学の研究環境整備及び若手研究者支援に関する業務を行うこととなり、機構の業務の範囲が深化・拡大している。

このように、我が国の研究開発成果の最大化に向けて、機構の求められる役割はますます増大しており、事業数は近年増加傾向にある。その一方で、限られた職員数での事業運営による職員の能力向上の機会の減少、職員の高年齢化への対応など、取り組むべき課題も明らかとなっている。

このため、機構においては各取組を進めると同時に、組織運営の不断の見直しを進め、社会変革に資する科学技術・イノベーションの新たな潮流を生み出す独創的な研究開発法人としてパフォーマンスを最大限発揮することを期待する。

(別添) 政策体系図

## II. 中長期目標の期間

中長期目標の期間は、令和4年(2022年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日までの5年間とする。

## III. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

機構は、科学技術・イノベーション基本計画を実施する中核的機関として、「社会変革に資する研究開発戦略の立案と社会との共創」、「社会変革に資する研究開発による新たな価値創造の推進」、「新たな価値創造の源泉となる研究開発の推進」、「多様な人材の支援・育成」、「科学技術・イノベーション基盤の強化」、「大学ファンドによる世界レベルの研究基盤の構築」に総合的に取り組み、我が国の研究開発成果の最大化を目指す。

事業を推進するに当たっては、機構の多様性・総合力を発揮するため、事業間の連携を強化する。

評価に当たっては、別紙の評価軸、評価指標及びモニタリング指標を基本として評価する。

### 1. 社会変革に資する研究開発戦略の立案と社会との共創

科学技術の振興を通じて、我が国の経済発展と持続可能な開発目標(SDGs)の達成をはじめとした国際社会の持続的発展に貢献していくため、国内外の潮流を見定め、社会との対話・協働や客観データの分析を通じ、科学への期待や解決すべき社会課題を可視化し、研究開発戦略の立案・提言とともに、社会との共創に向けた取組を推進する。特に、社会課題を解決するため、人文・社会科学も含めた取組を推進するとともに、政策立案・戦略立案に貢献するため、社会との多様な科学技術コミュニケーションや国民をはじめとする多様なセクターへの情報発信も行う。

#### 1. 1. 研究開発戦略の立案・提言

国内外の科学技術・イノベーション政策、研究開発動向及び社会的・経済的ニーズや行政ニーズ等の把握・俯瞰・分析を行い、我が国全体の研究開発戦略や政策立

案に貢献する。得られた成果については、機構における経営や研究開発事業の成果の最大化にも活用する。

### 1. 2. 社会シナリオの提案・科学技術協力基盤の構築に向けた調査・分析

2050年のカーボンニュートラル社会の実現に向けて、将来の社会の姿を描き、その実現に至る道筋を示す社会シナリオ・戦略の提案を行うとともに、成長が著しいアジア・太平洋地域との政治・経済・社会・文化的観点を含めた相互理解の促進、科学技術協力加速の基盤整備のため、調査研究、情報発信、交流推進活動を行う。得られた成果については、機構における経営や研究開発事業の成果の最大化にも活用する。

### 1. 3. 社会との対話・協働の深化

多様な主体が双方向で対話・協働する場を構築し、社会課題の解決や知の創出・融合に資する共創活動を推進する。また、科学技術リテラシーやリスクリテラシーの向上に向けた取組や、年齢、性別、身体能力、価値観等の違いを乗り越えるためのIoTやAIなどの最先端技術も活用した取組など、多層的な科学技術コミュニケーション活動を推進する。さらに、対話・協働で得られた社会的期待や課題を、研究開発戦略の立案・提言や、研究開発等に反映させることにより、科学技術・イノベーションと社会との関係を深化させる。また、SDGsを含む社会課題の解決や新たな科学技術の社会実装に関して生じる倫理的・法制度的・社会的課題へ対応するため、人文・社会科学及び自然科学の様々な分野やステークホルダーが参画する社会技術研究開発を推進する。

## 2. 社会変革に資する研究開発による新たな価値創造の推進

科学技術の活用による社会課題の解決と新たな価値の創出に向けた研究開発の推進により、産業構造と社会の変革を加速させる。また、将来、広く社会を変革し得る研究開発と、その成果の社会実装と普及に向け、ベンチャー企業の創出、出資及び知的財産の取得と活用に向けた支援等を行うとともに、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発、グリーントランスフォーメーション(GX)に資する基盤研究開発及びAI駆動型研究の高度化に向けた研究開発を推進する。

### 2. 1. 新たな価値の共創に向けた産学官連携・スタートアップ創出の推進

機構及び大学等の研究開発成果について、課題や研究開発分野の特性、研究開発ステージに応じた最適な支援形態による研究開発及び企業化開発を推進し、機構及び大学等の研究開発成果をシームレスに実用化につなげることで、企業等への橋渡しを促進する。その際、マッチングファンド等研究開発段階に応じた民間企業負担

を促進し、金融機関等とも連携しつつ、民間資源の積極的な活用を図る。

また、知と人材の集積拠点である大学・公的研究機関を中核とし、産学官の人材、知、資金を結集した共創の「場」の形成を行いつつ、研究開発成果の社会実装及び大学・公的研究機関の産学官連携のマネジメント機能強化を促進することにより、持続的にイノベーションを生み出す環境の形成を推進する。

加えて、大胆な挑戦が可能な大学等発ベンチャーの創出支援等を通じて研究開発成果の事業化及び民間資金の呼び込み等を図る。また、大学を中心とした産学官共創による、大学等発ベンチャー創出及びその基盤となる人材育成等を実施可能な環境の形成を推進する。さらに、機構及び大学等の研究開発成果の事業化が加速されるよう、適切な知的財産の取得と活用を促進する。

さらに、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 27 条の 2 第 1 項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、大学等発ベンチャー創出力の強化に向けて、研究開発成果の事業化や海外での事業展開の可能性検証を視野に入れた研究開発を推進するとともに、地域の中核となる大学等を中心とした産学官共創による大学等発ベンチャー創出支援等を実施可能な環境の形成を推進する。

## **2. 2. ムーンショット型研究開発の推進**

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 27 条の 2 第 1 項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、総合科学技術・イノベーション会議が決定する目標の下、国内外からトップ研究者の英知を結集し、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発（ムーンショット）を推進する。研究開発の推進においては、ポートフォリオ（プロジェクトの構成や資金配分等）を柔軟に見直しつつ、ムーンショット目標の達成に向けた研究開発構想の実現を目指す。

## **2. 3. 経済安全保障の観点からの先端的な重要技術に係る研究開発の推進**

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 27 条の 2 第 1 項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、経済安全保障上のニーズを踏まえてシーズを育成するために国が設定する「ビジョン」の下、我が国として確保すべき先端的な重要技術（個別技術及びシステム）について、成果の公的利用も指向し、技術成熟度等に応じた技術流出防止に適応した研究開発を推進する。

## **2. 4. 革新的 GX 技術創出に向けた研究開発の推進**

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）

第 27 条の 2 第 1 項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、我が国の将来の産業成長と 2050 年カーボンニュートラルを達成する上で重要な技術領域において、分野や組織を横断した全国のトップ研究者の連携体制を構築し、革新的 GX 技術の創出に向けた研究開発を推進する。研究開発の推進においては、研究進捗や最新の技術動向、産業界の抱えるボトルネック課題等を踏まえ、ポートフォリオ（プロジェクトの構成や資金配分等）を柔軟に見直すとともに、国際的なネットワークからの知見も積極的に取り込み、技術成熟度の向上や社会実装に向けた応用フェーズへの早期の橋渡しを目指す。

## 2. 5. AI 駆動型研究の高度化に向けた研究開発の推進

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 27 条の 2 第 1 項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、国が策定する AI for Science の基本的な戦略方針の下、科学基盤モデル等の AI 駆動型研究の高度化に向けた研究開発を推進する。

## 3. 新たな価値創造の源泉となる研究開発の推進

我が国において、イノベーションの源泉となる基礎研究を戦略的に推進していくことは重要であり、今後、直面する重要課題の克服に貢献する新技術を創出するという観点から、社会的・経済的ニーズ等を踏まえて示す戦略目標等の達成に向けて、組織の枠を超えて最適な研究開発推進体制を構築し、効果的・効率的に研究開発を推進する。その際、若手への重点支援と優れた研究者への切れ目ない支援を推進するとともに、人文・社会科学を含めた幅広い分野の結集と融合による基礎研究も推進していく。

また、未来社会での大きな社会変革やカーボンニュートラルに対応するため、社会・産業ニーズを踏まえ、社会的・経済的にインパクトのあるターゲット（出口）を明確に見据えた技術的にチャレンジングな目標を設定し、実用化が可能かどうかを見極められる段階を目指した研究開発を推進する。特に、カーボンニュートラルの実現に向けては、現在取り組むべき領域、課題を見極め、その特性等を踏まえ、ゲームチェンジングテクノロジーの創出に向けた研究開発を効果的に推進する。なお、研究開発の途中段階においては、目標達成の見通しを客観的かつ厳格に評価し、研究開発の継続・拡充・中止などを決定する。

## 4. 多様な人材の支援・育成

世界中で高度人材の獲得競争が激化する一方、我が国では、若年人口の減少が進んでおり、科学技術・イノベーション人材の質の向上と能力発揮が一層重要になってき

ている。多様な専門性と価値観を備え、将来の新たな価値創造に資する人材の支援・育成に向けた取組を行うことにより、持続的な科学技術・イノベーションの創出へ貢献する。

#### 4. 1. 創発的研究の支援

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 27 条の 2 第 1 項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、リスクの高い挑戦的・野心的な研究構想への長期的な支援と併せて、研究に専念できる環境の確保を一体的に支援するとともに、多様な研究者が融合し切磋琢磨し成長する創発的環境を提供することで、次世代を担う研究者を支援し、破壊的なイノベーションにつながるシーズを創出する。

また、各大学が博士後期課程学生による挑戦的・融合的な研究を推進し、その推進に当たって、当該学生に生活費相当額程度の処遇を確保するとともに多様なキャリアパス形成に向けた取組を実施することを支援する。

#### 4. 2. 多様な人材の育成

科学技術を担う多様な人材を育成するため、先進的な理数系教育に取り組む高等学校等に対して理数系分野の学習を充実する取組を支援するとともに、理数系分野に優れた資質や能力を有する児童生徒等については、その一層の伸長を支援する。そのため、科学技術や理数系分野に関する興味・関心及び学習意欲並びに学習内容の理解の向上を図る取組を推進する。

また、社会的・経済的に大きな革新をもたらす科学技術の社会実装を迅速かつ効果的に推進するため、事業化までを見据えたイノベーション指向の研究開発の企画・遂行・管理等を担い、挑戦的な課題に積極的に取り組むプログラムマネージャー等のマネジメント人材を育成し、その活躍を促進するほか、公正な研究活動を推進するため、他の公的研究資金配分機関と連携しながら研究倫理教育の普及・定着や高度化に関する取組を行う。

加えて、研究者のダイバーシティを推進するため、女性研究者や若手研究者、外国人研究者からの応募者数を増加させるための取組や、審査の質の担保を前提としつつ、多様性を考慮した審査体制を構築する等の取組を進める。

#### 4. 3. 先端技術分野における研究開発・人材育成の推進

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 27 条の 2 第 1 項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、人的資本への投資拡充に向けた好循環を実現するため、産業・科学に関する先端技術分野を対象に、産学における優れた人

材層の充実・強化に資する研究開発・人材育成を推進する。

#### 4. 4. 先端研究設備・機器の整備・共用・高度化を通じた研究開発の推進

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成 20 年法律第 63 号)第 27 条の 2 第 1 項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、我が国の研究基盤を刷新し、若手を含めた全国の研究者が挑戦できる魅力的な研究環境を実現するため、研究大学等において、地域性や組織の強み・特色等も踏まえ、技術職員等の人材を含めたコアファシリティの戦略的な整備を支援するとともに、研究基盤のエコシステムの形成に向けて、先端的な研究設備・機器の整備・共用・高度化を通じた研究開発を推進する。

### 5. 科学技術・イノベーション基盤の強化

社会変革や新たな価値創造に向けた我が国の研究開発の最大化に貢献するためには、国内外の動向を踏まえたうえで、研究開発の共通基盤を構築・強化する必要がある。

そのため、科学技術・イノベーションの創出に必要な役割・機能を担っている情報基盤の強化を行うとともに、国際共同研究や交流を促進することにより、将来の社会変革や新たな価値創造に向けた共通基盤を構築・強化する。

#### 5. 1. 情報基盤の強化

オープンサイエンスの世界的な潮流を踏まえ、論文や研究データを含む科学技術情報の効果的な流通・連携・活用を通じて研究開発活動の効率化・活性化を促進することにより、我が国全体の研究開発成果の最大化に貢献する。また、博士課程学生や研究者、技術者等のキャリア開発に資する情報の提供により、科学技術・イノベーション創出を担う高度人材の多様な場での活躍を推進する。これらの取組を進めるため、産学官の機関との連携を一層推進するとともに、常に利用者のニーズや国内外の動向を把握し、利用者目線に立ってサービスの利便性向上を図る。

#### 5. 2. 国際戦略基盤の強化

文部科学省の示す方針に基づき、諸外国との共同研究や国際交流及び我が国の科学技術・イノベーションの創出を推進するとともに、地球規模課題の解決や SDGs 等の国際共通的な課題への取組を通して、我が国の科学技術外交の推進に貢献する。また、海外からの優秀な科学技術・イノベーション人材の将来の獲得及び国際頭脳循環に資するとともに、我が国の科学技術外交や海外の国・地域との友好関係の強化に貢献するため、科学技術分野における海外との青少年交流を促進する。

外国人研究者宿舎については、竣工当時の状況の変化を勘案し、廃止も視野に入れて今後の事業の在り方について本中長期目標期間中に結論を出す。

### 5. 3. 先端国際共同研究基盤の強化

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 27 条の 2 第 1 項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、国が設定する分野・領域及び高い科学技術水準を有する諸外国を対象として、国際的に優れた研究成果創出に向けた国際共同研究を戦略的・機動的に推進する。国際共同研究の推進を通じて、日本人研究者の国際科学トップサークルへの参入を促進するとともに、我が国と対象国の優秀な若手研究者の交流や関係構築の強化を図り、国際頭脳循環の活性化及び次世代の優秀な研究者の育成に貢献する。

## 6. 大学ファンドによる世界レベルの研究基盤の構築

資金運用益の活用により国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実並びに優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動等を通じて、我が国のイノベーション・エコシステム（注）の構築を目指す。

「助成資金運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」（令和 4 年 1 月 7 日文部科学大臣決定。以下「助成資金運用の基本指針」という。）及び「助成資金運用の基本方針」（令和 4 年 1 月 19 日文部科学大臣認可。）に基づき、専門性等の資質能力を有する優れた人材の確保・育成等の体制整備を進め、長期的な観点から適切にリスク管理を行いつつ資金運用を効率的に行う。また、寄託金運用については、助成資金運用と一体的に運用する。

「国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律」（令和 4 年法律第 51 号）に基づく「国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する基本的な方針」（令和 4 年 11 月 15 日文部科学大臣決定。以下「国際卓越研究大学法に基づく基本方針」という。）及び「国際卓越研究大学研究等体制強化助成の実施に関する方針」（令和 4 年 11 月 15 日文部科学大臣認可。以下「助成の実施方針」という。）に基づき、助成業務（国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成 14 年法律第 158 号）第 23 条第 1 項第 6 号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第 2 項に規定する業務）の適正な実施を図るとともに、助成の継続的・安定的な実施に必要な機能及び体制を整備する。

注 生態系システムのように、それぞれのプレイヤーが相互に関与して、自律的にイノベーション創出を加速するシステム。

#### IV. 業務運営の改善及び効率化に関する事項

##### 1. 組織体制及び事業の見直し

政策的要請に伴う事業の新設・増加に対応しつつ、効果的・効率的な組織体制を構築する。そのため、文部科学省と協議しつつ、外部環境の変化等により機構が継続実施する必然性が薄れた事業については、組織体制及び事業内容の見直し、廃止、又は類似事業との統合等を進める。また、多様な事業を担う中で得られたノウハウの集約・活用や、不要な業務の廃止による効率化を進める。

##### 2. 経費等の合理化・効率化

効率的な運営体制の確保等に引き続き取り組むことにより、経費の合理化・効率化、人件費の適正化、保有資産の見直し、調達合理化及び契約の適正化を図る。

運営費交付金を充当して行う事業は、新規に追加されるもの、拡充分及び特殊経費（競争的研究費等）を除外した上で、一般管理費（公租公課除く）については毎年度平均で前年度比3%以上、業務経費については毎年度平均で前年度比1%以上の効率化を図る。なお、新規に追加されるものや拡充される分は、翌年度から同様の効率化を図る。

人件費の適正化において、給与水準については、国家公務員及び大学ファンドに関しては民間資金運用業界等の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、機構の業務の特殊性を踏まえた適正な水準を維持するとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

なお、高度で専門的な人材の確保のために必要に応じて弾力的な給与を設定できるものとし、当該人材の給与水準の妥当性については、国民に対して納得が得られる説明に努めるものとする。

##### 3. ICT活用の推進

社会のデジタル化を強力に進めるため、政府はデジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進する新たな司令塔としてデジタル庁を設置する等、取組を強化している。機構においてもその潮流を踏まえ、機構内のICT環境の整備と活用を推進することで、業務推進や事務手続きにおける簡素化・迅速化・効率化を図るとともに、多様で柔軟な働き方の実現を目指す。

また、新たなサービスの提供や、制度利用者の利便性向上、経営品質の向上を目指すことで、ICTを活用した新たな価値の創造を実現し、研究開発成果の最大化に貢献する。

#### V. 財務内容の改善に関する事項

知的財産の戦略的マネジメントと社会実装の加速等により自己収入の増加に努める。

科学技術文献情報提供事業については、前中長期目標期間中に実施した改革により、時代に即したサービス提供体制・経営体制を構築したところ、繰越欠損金の更なる縮減を引き続き図るため、更なるサービス向上と、前経営改善計画を上回る数値目標を設定する新たな経営改善計画を策定し、着実に実行することで、安定した黒字経営を目指す。令和元年5月に閉館した情報資料館筑波資料センターについては、独立行政法人通則法第46条の2及び第46条の3の規定に基づき、中長期目標期間中に財産処分の手続き等を適切に行う。筑波資料センターの処分以外に起因した計画未達により中長期目標の全期間を通算して総損失が生じた場合には、文献情報提供勘定の廃止を含めた、同勘定のあり方の抜本的検討を行うものとする。

運営費交付金の債務残高についても勘案しつつ予算を計画的に執行する。

## VI. その他業務運営に関する重要事項

### 1. 法人の長によるマネジメント強化

科学技術・イノベーション基本計画の中核的な役割を担う機関として、理事長のリーダーシップの下、組織のマネジメント機能をより一層強化することにより、国内外の研究機関や企業等との協力関係を戦略的に高めるとともに、社会課題解決に貢献する研究開発成果などの情報発信にも取り組む。また、持続可能性と強靱性を備えた研究開発推進のために、理事長のトップマネジメントの下、事業間のシナジーを高めるとともに、柔軟性をもって事業を推進する。

### 2. 内部統制の充実・強化

機構は、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」の両立に向けて、理事長のリーダーシップの下、関係法令等を遵守しつつ、業務方法書等に基づき適正なリスク管理を踏まえた内部統制システムを運用し、常に改善を進める。また、法人評価等を通じて、業務の適正化を図ることにより、内部統制の充実・強化を図る。

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」（令和3年7月7日サイバーセキュリティ戦略本部決定）を含む政府における情報セキュリティ対策を踏まえ、適切な対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むとともに、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則した対応を行う。また、適正な業務運営及び国民からの信頼を確保するため、諸法令を踏まえて、適切に情報の公開を行うとともに、個人情報保護法に則った適切な取組を行う。加えて、公的資金により得られた研究データの機関における管理・利活用を図るため、データポリシーの策定を行う。

「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティ

の確保に係る対応方針について」(令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定)等を踏まえ、厳しさを増す国際情勢下において、オープンサイエンスを推進する上で、適切な技術流出対策等の研究セキュリティや研究インテグリティに係る組織的課題に対し、理事長のリーダーシップの下、政府・関係機関と連携しその強化に取り組む。

### **3. その他行政等のために必要な事項**

我が国の科学技術の振興に貢献するため、他機関からの受託等について、当該事業目的の達成に資するよう、機構の持つ専門的能力を活用し実施する。

### **4. 施設及び設備に関する事項**

機構の業務を効果的・効率的に推進するため、老朽化対策を含め、施設・設備の改修、更新等を重点的かつ計画的に実施する。

### **5. 人材活用に関する事項**

研究開発成果の最大化と効果的・効率的な業務の実現を図るため、機構の職員及び機構の事業を通じた科学技術・イノベーションを生み出す人材の確保・育成については、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第24条に基づき策定された「人材活用等に関する方針」に基づいて取組を進める。

なお、機構の業務の推進に当たっては、ダイバーシティに配慮するとともに、他の研究資金配分機関その他の機関との人事交流を進めるなど、職員の資質・能力の向上を実現する。また、職員のモチベーションを高めて生産性を向上させるため、適切な評価・処遇を行うとともに、適材適所の人材配置やバランスの取れた人員構成を実現する。

# 科学技術振興機構に係る政策体系上の位置付け<sup>(別添)</sup>

## 科学技術・イノベーション基本計画の実施において中核的な役割を担う機関

### 科学技術・イノベーション基本法

#### 第6期科学技術・イノベーション基本計画

(Society 5.0の実現に向けた科学技術・イノベーション政策)

- ①国民の安全と安心を確保する持続可能で強靱な社会への変革
- ②知のフロンティアを開拓し価値創造の源泉となる研究力の強化
- ③一人ひとりの多様な幸せ(well-being)と課題への挑戦を実現する教育・人材育成

### 国立研究開発法人科学技術振興機構法

(機構の目的)

第4条 国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)は、新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務、国立大学法人(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。第23条第5号において同じ。)から寄託された資金の運用の業務、大学に対する研究環境の整備充実等に関する助成の業務及び我が国における科学技術情報に関する中枢的機関としての科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを目的とする。

### 科学技術振興機構 中長期目標

1. 社会変革に資する研究開発戦略の立案と社会との共創
2. 社会変革に資する研究開発による新たな価値創造の推進
3. 新たな価値創造の源泉となる研究開発の推進
4. 多様な人材の支援・育成
5. 科学技術・イノベーション基盤の強化
6. 大学ファンドによる世界レベルの研究基盤の構築

(別紙) 国立研究開発法人科学技術振興機構における評価軸

項目		評価軸	評価指標	モニタリング指標
1. 社会変革に資する研究開発戦略の立案と社会との共創	1.1. 研究開発戦略の立案・提言	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発戦略等を立案し、政策・施策や研究開発等に活用されているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発戦略等の立案</li> <li>研究開発戦略等の成果物や知見・情報の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発戦略等の報告書数</li> <li>成果の発信数</li> <li>成果物のダウンロード数</li> </ul>
	1.2. 社会シナリオの提案・科学技術協力基盤の構築に向けた調査・分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会シナリオ等を提案し、積極的に発信・提供されているか。</li> <li>アジア・太平洋地域との科学技術協力基盤の構築に資する取組を行い、発信・提供されているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告書等の作成</li> <li>機構内外への情報・知見等の発信・提供</li> <li>調査・分析の成果物や知見・情報の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告書等の発行数</li> <li>各種媒体 (HP・シンポジウム等) による成果の発信数</li> <li>成果物のダウンロード数、二次利用の状況</li> <li>情報発信サイトの利用件数</li> </ul>
	1.3. 社会との対話・協働の深化	<ul style="list-style-type: none"> <li>科学技術・イノベーションと社会との関係を深化させているか。</li> <li>科学技術・イノベーション創出等に向けた研究開発、戦略立案活動等と有効に連携しているか。</li> <li>社会技術研究開発のマネジメント活動は適切か、また研究開発の成果が生み出されているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>科学技術・イノベーションと社会との関係深化に繋がる科学技術コミュニケーション活動の取組状況</li> <li>科学技術・イノベーション創出等に向けた研究開発、戦略立案活動等に資するための多様な主体の参画による共創活動の推進状況</li> <li>社会技術研究開発のマネジメントの取組、研究開発の成果創出、展開状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対話・協働の場創出に向けた取組実績 (来館者数、対話の場の開催状況等)</li> <li>対話・協働実践者に対するアンケート調査結果</li> <li>科学コミュニケーターの活動実績</li> <li>研究開発の推進における社会・産業界への展開に向けた活動の回数</li> <li>成果の発信・展開、社会還元につながる活動が行われたと認められる研究開発プロジェクトの件数や割合</li> </ul>

※「評価指標」とは、評価・評定の基準として取り扱う指標。また、「モニタリング指標」とは、正確な事実を把握し適正・厳正な評価に資するために必要な指標。

項目		評価軸	評価指標	モニタリング指標
2. 社会変革に資する研究開発による新たな価値創造の推進	2.1. 新たな価値の共創に向けた産学官連携・スタートアップ創出の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな価値の共創に向けた産学官連携・スタートアップ創出の推進に寄与しているか。</li> <li>・国際市場等を見据えた事業の創出や多様な地域の大学におけるスタートアップ創出の推進に寄与しているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発成果の創出・実用化・社会実装に向けた進展</li> <li>・自立的・持続的な産学官共創の拠点の体制整備状況（見通しを含む）</li> <li>・ベンチャーの創出・支援、効果的な発展</li> <li>・知財支援・特許活用に向けた活動の成果</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学等発の研究開発成果の事業化に向けた支援件数</li> <li>・成果の創出数</li> <li>・持続的にイノベーションを生み出す環境の形成・発展に向けた体制整備状況</li> <li>・外部資金・外部リソース等の誘引状況（ベンチャー企業の資金調達含む）</li> <li>・成果の創出等に向けた活動の実施状況</li> <li>・知財支援・特許活用に向けた活動の成果</li> </ul>
	2.2. ムーンショット型研究開発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ムーンショット目標達成及び研究開発構想実現に向けた研究成果が創出されているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ムーンショット目標達成及び目標達成及び研究開発構想の実現に向けた研究成果の創出及び成果展開（見通しを含む）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が定める運用・評価指針に基づく評価等により、マイルストーンの達成が認められるプロジェクト数</li> <li>・国際連携及び産業界との連携・橋渡し（スピナウトを含む）の件数</li> <li>・論文数</li> <li>・特許出願・登録件数</li> </ul>
	2.3. 経済安全保障の観点からの先端的重要技術に係る研究開発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発ビジョン・研究開発構想に基づき、当該技術の獲得に資する研究開発成果が創出され、その成果の公的利用や民生利用に向けた展開がなされているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発ビジョンの達成及び研究開発構想の実現に向けた研究開発成果の創出及び公的利用や民生利用に向けた成果展開（見通しを含む）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発ビジョン等の達成に向けて進捗が認められる研究開発課題数</li> <li>・公的利用や民生利用に向けた連携等の件数</li> <li>・論文数</li> <li>・特許出願・登録件数</li> </ul>

項目		評価軸	評価指標	モニタリング指標
	2.4. 革新的GX技術創出に向けた研究開発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が定める基本方針等に基づき研究開発計画を策定した上で、適切な研究開発マネジメントを行っているか。</li> <li>・将来の産業成長と2050年カーボンニュートラルの実現に向けた研究成果の創出や展開がなされているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発マネジメントの取組の進捗</li> <li>・研究開発成果の創出・実用化・実装に向けた成果の展開に関する進捗</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ステージゲート評価等において、運営委員等が実施した意見交換等回数</li> <li>・応用研究や実用化、国際連携への発展につながった課題等の件数</li> <li>・特許出願・登録件数</li> <li>・論文被引用数</li> <li>・プロジェクトに参画した学生・研究者数</li> </ul>
	2.5. AI駆動型研究の高度化に向けた研究開発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が定める基本方針に基づき、科学基盤モデル等のAI駆動型研究の高度化に資する研究成果が創出されているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が定める基本方針に基づく、科学基盤モデル等のAI駆動型研究の高度化に資する研究開発課題の採択・推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が定める基本方針に基づき採択された研究開発課題数</li> </ul>

※「評価指標」とは、評価・評定の基準として取り扱う指標。また、「モニタリング指標」とは、正確な事実を把握し適正・厳正な評価に資するために必要な指標

項目	評価軸	評価指標	モニタリング指標
3. 新たな価値創造の源泉となる研究開発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な研究開発マネジメントを行っているか。</li> <li>新たな価値創造の源泉となる研究成果が創出されているか。</li> <li>カーボンニュートラルの実現など経済・社会課題への対応に資する成果が生み出されているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発マネジメントの取組の進捗</li> <li>研究開発成果の創出</li> <li>成果の展開や社会還元に関する進捗</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公募テーマ設定に関して意見を聴取した専門家の人数</li> <li>ステージゲート評価に向けて運営統括等が実施した意見交換等回数</li> <li>社会還元や実用化に向けた研究の発展につながった課題の件数</li> <li>論文数（国際共著論文の割合含む）</li> <li>特許出願・登録件数</li> <li>論文被引用数</li> </ul>

※「評価指標」とは、評価・評定の基準として取り扱う指標。また、「モニタリング指標」とは、正確な事実を把握し適正・厳正な評価に資するために必要な指標。

項目		評価軸	評価指標	モニタリング指標
4. 多様な人材の支援・育成	4.1. 創発的研究の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な研究者の確保・融合及び研究に専念できる研究環境整備が進捗しているか。</li> <li>挑戦的な研究からイノベーションにつながる成果が生み出されているか。</li> <li>博士後期課程学生が自由で挑戦的・融合的な研究に専念できる研究環境や多様なキャリアパス形成に資する機会が提供されているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>若手を中心とした多様な研究者の確保および融合の状況</li> <li>採択研究者の所属機関による研究環境改善に向けた支援の状況</li> <li>研究開発成果の創出及び成果展開（見直しを含む）</li> <li>各大学における多様なキャリアパスの構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>採択課題の分野及び研究者の多様性及び創発会議等の開催実績</li> <li>本事業を通じた大学等研究機関による研究環境改善の実績</li> <li>有識者による評価により、インパクトある論文が出されたと見なされるなど、優れた進捗が認められる課題数</li> <li>博士後期課程学生のうち、生活費相当額程度以上の支援を得ている学生の数</li> <li>博士後期課程学生のキャリアパスの多様化のための取組</li> </ul>
	4.2. 多様な人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>科学技術・イノベーション人材の継続的な育成・活躍を促進できているか。</li> <li>研究者のダイバーシティを推進できているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>科学技術・イノベーション人材の輩出状況</li> <li>取組の波及・展開状況</li> <li>プログラスマネージャー等のマネジメント人材の育成・活躍促進に向けた取組の進捗、有効性</li> <li>研究公正ワークショップ等の有効性</li> <li>研究者のダイバーシティの推進に向けた取組の状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取組に参加した児童生徒等の興味・関心の向上</li> <li>科学の甲子園等の参加者数</li> <li>機構内外との連携への取組状況</li> <li>プログラスマネージャー等のマネジメント人材輩出数およびその活躍状況</li> <li>研究公正ワークショップ等の参加者の満足度</li> <li>女性研究者や若手研究者からの応募者・採択者数</li> </ul>
	4.3. 先端技術分野における研究開発・人材育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>先端技術分野において、産学で活躍する優れた人材層の充実・強化や人的資本への投資拡充に貢献しているか。</li> <li>先端技術分野において、産学の連携により優れた研究開発成果が創出されているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>産学における優れた人材層の充実・強化に資するプロジェクトの採択・推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業趣旨に沿って採択されたプロジェクト数</li> <li>プロジェクトに参画した研究者・技術者数</li> </ul>

項目		評価軸	評価指標	モニタリング指標
	4.4. 先端研究設備・機器の整備・共用・高度化を通じた研究開発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国の研究基盤を刷新し、若手を含めた全国の研究者が挑戦できる魅力的な研究環境の実現に向けて進捗しているか。</li> <li>・先端的な研究設備・機器の整備・共用・高度化を通じた研究開発成果が創出されているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先端的な研究設備・機器の整備・共有・高度化を通じた研究開発に資するプロジェクトの採択・推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業趣旨に沿って採択されたプロジェクト数</li> </ul>

※「評価指標」とは、評価・評定の基準として取り扱う指標。また、「モニタリング指標」とは、正確な事実を把握し適正・厳正な評価に資するために必要な指標。

項目		評価軸	評価指標	モニタリング指標
5. 科学技術・イノベーション基盤の強化	5.1. 情報基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・科学技術情報等の流通・連携・活用等により、研究開発活動の効率化・活性化の促進や、人材の多様な活躍の推進に寄与しているか。</li> <li>・データベース統合化はライフサイエンス研究の進展に寄与しているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスの効果的・効率的な提供</li> <li>・科学技術情報等の流通・連携・活用の促進による展開</li> <li>・ライフサイエンス研究分野のデータベース統合化における成果</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスの利用状況（利用件数、アクセス数等）</li> <li>・サービスの満足度</li> <li>・ライフサイエンスデータベースの統合数（収録数等）</li> </ul>
	5.2. 国際戦略基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・科学技術外交に資する国際的な科学技術協力の推進に寄与しているか。</li> <li>・国際共同研究を通じた国際共通の課題の解決や我が国及び相手国の科学技術水準向上に資する研究開発成果が得られているか。</li> <li>・海外の科学技術・イノベーション人材の受け入れ、将来の獲得及び国際頭脳循環に資する交流が促進されているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・科学技術外交強化への貢献</li> <li>・研究開発成果の創出及び成果展開</li> <li>・科学技術・イノベーション人材の交流</li> <li>・海外からの科学技術・イノベーション人材の獲得</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際会合の実施及び参加数</li> <li>・論文数（国際共著論文の割合含む）・特許出願・登録件数</li> <li>・課題による成果の発信数（学会、ワークショップ等）</li> <li>・外国人研究者宿舎の稼働状況</li> <li>・招へい者・参加者数、交流の実施件数及び国・地域数</li> <li>・再来日者数</li> </ul>
	5.3. 先端国際共同研究基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦略的・機動的な事業推進の観点を踏まえ、国が設定する分野・領域における国際共同研究の成果が創出されているか、また、相手国機関と密に連携し適切に支援を実施しているか。</li> <li>・国際頭脳循環に資する研究者の交流活動が促進されているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が設定する分野・領域における研究成果の創出及び成果展開</li> <li>・研究者の国際交流活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・論文数（国際共著論文の割合含む）</li> <li>・特許出願・登録件数</li> <li>・研究者の派遣・招へい数</li> </ul>

※「評価指標」とは、評価・評定の基準として取り扱う指標。また、「モニタリング指標」とは、正確な事実を把握し適正・厳正な評価に資するために必要な指標。

項目	評価軸	評価指標	モニタリング指標
6. 大学ファンドによる世界レベルの研究基盤の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国のイノベーション・エコシステムの構築を目指して、助成資金運用の基本指針及び助成資金運用の基本方針に基づき、長期的な観点から適切なリスク管理を行いつつ、立ち上げ期における資金運用を効率的に行っているか。</li> <li>・国際卓越研究大学制度の趣旨を踏まえ、助成業務の適正な実施を図るとともに、助成の継続的・安定的な実施に必要な機能及び体制を整備しているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門性等の資質能力を有する優れた人材の確保・育成</li> <li>・助成資金運用の基本指針及び助成資金運用の基本方針に基づく適切なリスク管理</li> <li>・助成資金運用の基本指針及び助成資金運用の基本方針に基づく効率的な資金運用</li> <li>・国際卓越研究大学法に基づく基本方針及び助成の実施方針に基づく助成の適正な実施状況</li> <li>・国際卓越研究大学法に基づく基本方針及び助成の実施方針に基づく体制の整備状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金運用及びリスク管理・監査機能を担う体制整備（運用・監視委員会、運用リスク管理委員会、投資委員会の開催状況を含む）</li> <li>・リスク管理状況（基本ポートフォリオからの乖離状況の把握及び対応、ガイドラインに沿った運用受託機関等の管理等）</li> <li>・運用状況（計画に沿ったポートフォリオの適切な管理等）</li> <li>・助成資金運用のための資金の調達状況等（助成を受ける大学からの資金拠出の受入れ状況を含む）</li> <li>・助成の実施方法及び実施条件の整備や助成金の管理及び執行状況の確認等</li> <li>・助成業務と運用業務の適切な連携状況</li> </ul>

※「評価指標」とは、評価・評定の基準として取り扱う指標。また、「モニタリング指標」とは、正確な事実を把握し適正・厳正な評価に資するために必要な指標。